

陳 情 文 書 表 (1 7 - 4 - その 2)

- 1 受理番号 陳情第9号 平成29年11月17日受理
- 2 件 名 子どもの受動喫煙を防止する取り組みを求める陳情書
- 3 陳情者 住所 君津市中野2-10-10 中野歯科クリニック内
団体名 スモークフリーキッズ
氏 名 代表 勝 見 行 雄

4 趣 旨

市民団体「スモークフリーキッズ」は、市民の健康を守る立場から受動喫煙防止対策の推進に寄与すること、特に子どもや胎児が健康的に成長できるように受動喫煙(二次喫煙)、残留喫煙(三次喫煙)を防ぐことを大変重要なことと考えています。

受動喫煙による健康障害を防止するための国際条約「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)」では、「喫煙室や空気清浄機の使用では受動喫煙を防止することは出来ない」として、閉鎖空間の全面禁煙化を求めています。また、2010年に受動喫煙防止のため厚生労働省局長通知が出されましたが、その後自治体での対策が徹底されなかったために、2012年に再度通知が出されました。その中に、「屋外であっても子どもが利用する空間では受動喫煙防止を行うように」と書かれております。さらに、日本たばこ産業株式会社(JT)もウェブサイトで、「なお、乳幼児、子ども、お年寄りなどについては、特段の配慮が必要です。例えば乳幼児や子どもに関しては、未就学期における環境中たばこ煙への曝露と喘息の悪化等の呼吸器症状との関連性について報告した疫学研究が多数あります。乳幼児、子ども、お年寄りなどは環境中の物質による刺激に対して特に敏感であったり、また自分で意思表示をしたり場所を移動したりすることが難しい場合があるため、その周りでの喫煙は控えることをお勧めします。」と記しています。また東京都議会は今年10月5日、子どもを受動喫煙から守ることに特化した条例案を本会議で可決し、平成30年4月1日から施行されます。いかなる場所でも、子どもに受動喫煙させないよう努めることは都民の責務と明記されています。

よって、子どもの受動喫煙防止の観点から、以下の3点を重視した上で市民等の協力が得られるような条例制定を陳情いたします。

- (1) 小中高生の通学に使われる道路(登下校時間内)、園児の通園に使われる道路(通園時間内)、子どもが利用する公園、歩行者が密になりやすい駅周辺路上での受動喫煙を無くす条例を制定する。
- (2) 子どもが同乗している自動車内で受動喫煙を防止する条例を制定する。
- (3) 子どもが健康的な環境で食事提供できるなど子どもへの受動喫煙防止を考える日を制定する。

- 5 付託委員会 教育福祉常任委員会